

にっぽん

「日本年金機構」が 来年1月1日から スタート！



国民年金 だより

問い合わせ先
市民課

☎40-5556

栃木社会保険事務所

☎0282-22-6074、4134

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。～

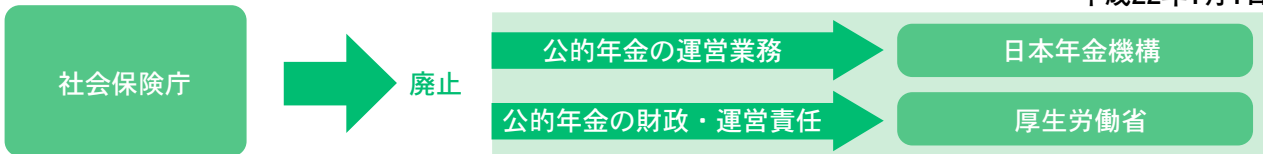
国民の皆様のご信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくこととなりますが、国民の皆様方に何らかの手続をしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任をもつことについては、これまでと変わりません。

平成22年1月1日



国民年金第3号被保険者の手続きについて 届出をお忘れなく！

健康保険被保険者の被扶養配偶者の方は、届出をすることにより国民年金の第3号被保険者（サラリーマンの妻など、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方）に該当します。国民年金第3号被保険者に該当すると、本人が国民年金保険料を負担しなくても、その期間については保険料納付済期間とみなされます。

第3号被保険者となった場合の手続き

- 配偶者が就職して厚生年金・共済組合加入者になったとき
 - 結婚、収入減、会社を退職するなどして配偶者の扶養になったとき
 - 配偶者が転職して加入する年金制度が変わったとき
- 届出書に年金手帳を添えて配偶者の勤務先に、第3号被保険者の届出をしてください。

第3号被保険者の住所や氏名に変更があった場合の手続き

- 住所を変更した場合
「国民年金被保険者住所変更届」を配偶者の勤務先に提出してください。
- 氏名を変更した場合
「国民年金第3号被保険者関係届」を配偶者の勤務先に提出してください。

第3号被保険者でなくなった場合の手続き

- 配偶者が退職（失業）したとき 離婚したとき
- 配偶者が死亡したとき 収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき

上記の場合、第1号被保険者となり、自分で保険料を納付することになりますので、市民課窓口、社会保険資格喪失証明書等第3号被保険者でなくなった日のわかる書類、印鑑、年金手帳をお持ちのうえ、届出をしてください。

届出をされませんと、万一病気やけがなどで障害を負ってしまった場合やお年寄りになった時に、何の年金も受けられなくなる可能性があります。

詳しくは、市民課国保年金グループ（☎40-5556）までお問い合わせください。

第3号被保険者だった方が就職して厚生年金や共済組合等に加入したとき

第2号被保険者となり、保険料は給料から天引きされますので、勤務先に届出をしてください。

